入札公告の訂正

平成22年5月11日
契約担当役
国立大学法人福井大学財務部長　宮﨑　康之
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　18
1　掲載日　平成22年３月26日（号外政府調達第57号）
2　訂正内容
15ページ１段目、国立大学法人福井大学に係る「入札公告」第35号中、３の⑸中「17時00分」を「14時00分」に変更します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年5月11日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　難波　喬司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第６号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新若戸道路トンネル設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福岡県北九州市若松区北浜１丁目７番地地先及び戸畑区川代２丁目５番地
⑷　工事内容　トンネル排煙設備　１式、避難通路換気設備　１式、強制排水設備　１式、トンネル非常用設備　１式、トンネル照明設備　１式、ラジオ再放送設備　１式、ＣＣＴＶ設備　１式、遠方監視制御設備　１式、共通設備（管路工）１式
⑸　工期　平成24年３月23日まで
⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）
⑻　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）
⑾　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における機械設備工事、通信設備工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑶①　トンネル排煙設備、避難通路換気設備及び強制排水設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
②　ラジオ再放送設備、ＣＣＴＶ設備及び遠方監視制御設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
③　トンネル照明設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上の者であること。）
④　トンネル非常用設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上の者であること。）
⑤　共通設備の施工については、上記の①から④のいずれかの者が施工するか、もしくは複数の者で施工してもよい。
⑷　平成８年度以降に元請けとして、次の①、②、③及び④の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が①、②、③及び④の同種工事の施工実績を有していればよい。
①　トンネル排煙設備、避難通路換気設備及び強制排水設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおけるトンネル排煙設備工事又は強制排水設備工事。但し、仮設用設備を除く。
②　ラジオ再放送設備、ＣＣＴＶ設備及び遠方監視制御設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおけるラジオ再放送設備工事であって、緊急時に一般放送を中断し、道路管理者から情報提供が可能な設備工事。
③　トンネル照明設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおけるトンネル照明設備工事。ただし、仮設用設備を除く。
④　トンネル非常用設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおける消火設備工事。ただし、仮設用設備を除く。
なお、当該施工実績が国土交通省又は内閣府が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
また、異工種建設工事共同企業体としての施工実績は、協定書による分担工事の施工実績のみ同種工事の施工実績として認める。